

平成 30 年度

第 4 回文教民生常任委員会会議録
第 2 回文教民生分科会会議録

平成 30 年 6 月 6 日

宍 粟 市 議 会

平成30年度第4回文教民生常任委員会会議録

日 時 平成30年6月6日（水曜日）

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 6月6日 午前 9時00分

次 第

1. 審査・調査・協議事項

（請願審査）

- ・請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

（健康福祉部）

審査事項

- ・第53号議案 宍粟市介護保険条例の一部改正について
- ・第61号議案 債権の放棄について

その他報告事項

- ・平成30年度小規模多機能型居宅介護事業者の募集について
- ・小規模多機能型居宅介護事業所「笑顔」特定非営利活動法人しきぐさ破産手続について
- ・平成30年度健康づくりポイント事業について
- ・平成29年度生活保護費返還金等の状況について

（市民生活部）

審査事項

- ・第46号議案 宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の承認について
- ・第47号議案 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第15号）の承認について
- ・第48号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第16号）の承認について
- ・第51号議案 宍粟市税条例等の一部改正について

- ・第52号議案 穴粟市都市計画税条例の一部改正について

継続調査事項

- ・資源物等回収状況について

その他報告事項

- ・太陽光発電施設設置事業の届出状況について
- ・再生可能エネルギー利用促進事業補助金申請状況について
- ・就労支援作業所の資源物収集について
- ・国民健康保険事業について

(教育部)

審査事項

- ・第54号議案 穴粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正について
- ・第55号議案 穴粟市学童保育所条例の一部改正について
- ・第56号議案 穴粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ・第57号議案 穴粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・第58号議案 穴粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

継続調査

- ・幼保一元化送信状況について
- ・学校給食センター異物混入状況及び対策について

(総合病院)

その他報告事項

- ・認可病床数変更等に伴う平成30年4月診療報酬実績
- ・平成29年度時間外患者診療状況

2. その他

- ・閉会中の継続調査事項について
- ・その他
- ・次回委員会の開催について

出席委員

委員 長 榎 橋 美恵子 副委員 長 浅 田 雅 昭

委員 宮元裕祐
" 今井和夫
" 大畑利明

委員 山下由美
" 神吉正男
" 林克治

出席説明員

(健康福祉部)

健康福祉部長 世良 智
健康福祉部次長兼社会福祉課長 橋本 徹
介護福祉課長 小椋 憲樹
保健福祉課長 平尾 真弓

健康福祉部次長 大谷 奈雅子
健康福祉部次長兼障害福祉課長 田中 祥一
介護福祉課副課長兼介護保険係長兼地域包括支援センター所長 有元 靖代

(市民生活部)

市民生活部長 平瀬 忠信
市民生活部次長 前川 満
税務課課長 梶原 昭一
環境課長 宮田 隆広

市民生活部次長 森本 和人
市民課長 中尾 美恵子
債権回収課長 石垣 貴英
環境課副課長兼係長 尾崎 敏彦

(教育部)

教育部長 前田 正人
教育部次長 田路 正幸
学校教育課長 世良 重信
施設整備課長 西林 文隆
山崎給食センター所長 池本 雅彦

教育部次長 山本 信介
教育総務課長 進藤 美穂
こども未来課長 中尾 善弘
社会教育文化財課長兼歴史資料館長 原 真弓
教育総務課副課長兼係長 中田 束

(総合病院)

総合病院事務部長 志水 史郎
総合病院事務部次長兼総務課長 船曳 浩尉
総合病院総務課財政係長 岸根 潤

総合病院事務部次長 大前 和浩
総合病院総務課副課長 鳥居 長則
総合病院医事課長 木原 伸司

事務局

主 幹 小椋 沙織

(午前 9時00分 開会)

榎橋委員長 皆様、おはようございます。

少し早いようですが、おそろいですので、始めさせていただきたいと思います。

第4回文教民生常任委員会及び予算決算常任委員会第2回文教民生分科会をこれより開催をさせていただきます。

最初に、請願第1号の審査をこれより行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

東議員には、御出席ありがとうございます。

議員のほうからは何かございますか。もうないですね。よろしくお願いをいたします。それでは、お願いをいたします。

東議員 おはようございます。

今、委員長からお話がありましたように、請願第1号ということで、御案内のとおり、件名は教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてでございます。

御案内のとおりなんですけれども、提案理由の説明は、請願書一部を朗読によってさせていただきましたけれども、要は二つありまして、一つは、OECD諸国並みの30人以下の学級を実現したいということと、二つ目は、義務教育費の国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することと、この2点でございます。

OECD、私も余り横文字は得意じゃないんですけれども、経済協力開発機構とか言われているようです。世界で30カ国以上、35カ国と聞いていますけれども、加盟しているということで、この間、聞きましたら、教職員組合の方に聞きましたら、フィンランドのほうに視察に行かれたようです。そこは、20人クラスのことやっていたというようなことを聞きました。そんなことで、豊かな教育ということで、30人以下の学級にしたいということでございます。

二つ目は国庫負担金ということで、現在、国が3分の1で、都道府県の自己財源が3分の2ということになっているようです。ただ、都道府県のほうは、自己財源3分の2ですけれども、地方交付税での財源の保障をされているようなんです。ただ、その教育費以外の用途に転用の心配もあるというふうなこともあって、すっきりと国が2分の1をとというような趣旨だと聞いておりますので、その辺もあわせてよろしくお願いをしたいと思います。校舎とか、屋内運動場とか、こういうところの新築とか増築なんかは、もうきっちり2分の1になっているようなんで、この教育費、義務教育費に関してもできたら2分の1に、これはもともと2分の1だったん

で、それを、書かれていますように、小泉政権のもとで変わったということで、何とか復元をしたいというような趣旨でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

榎橋委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、何か質問ございましたらお願いいたします。

林委員。

林委員 これ、例年ずっと同じようなことで、請願されているので、どうのこうの言う必要ないかと思うんやけど。

榎橋委員長 今井委員。

今井委員 今、言うてはったように、毎年されている、ちょっとその辺の見込みとか、何かそういうのってわかります。これ、実現できそうなのか、どうなのかみたいな。

榎橋委員長 東議員。

東議員 今、林委員から話ありましたし、今井委員からもお話ありましたけれども、毎年のことなんです。ただ、その、もともと、さっきも言いましたように、校舎とか屋内運動場なんかはそうなっているのに、この義務教育費だけがこういうふうで、これは小泉政権下でかなりの議論があったようです。結果的にこうなってしまったので、その後、やっぱりどんどん要望、要請を、意見書もしているんですけども、さっきの話のように、交付税で、都道府県に交付税で、都道府県が3分の2負担なんですけれども、都道府県に交付税で出してるじゃないかというようなことがあって、もう2分の1には戻さないというようなことが続いているようです。これはあくまでも紹介議員でありながら、「ようです」という言葉になるんですけども、私も確信まではちょっとわかりませんので、あくまで「ようです」という言葉になりましたけれども、なかなか実現が難しいのが現状ですね。ただ、出さないとなんか当たり前になってしまうので、あくまでも教職員組合としては、やっぱり2分の1が望ましいということをやっぱり出し続ける必要があるという趣旨と思っています。

榎橋委員長 ほかは。宮元委員。

宮元委員 先ほど、交付税がかわりにその減った分を負担しているというような形で、私、聞いたんですけども、交付税を受け取っていない地方公共団体もあるかなと思うんですけども、自主財源でね。そういったところとは、また違うんですかね、この制度というのは。

榎橋委員長 東議員。

東議員 的確な答弁はできないかもわかりませんが、都道府県、市町村じゃなくて、都道府県に、うちの場合でしたら兵庫県ですね。都道府県に地方交付税で財源保障をしているという言い分です。言い分。ですから、例えば兵庫県が幾ら、これ用にとということで、もらっているというのは、知るよしはないんですけれども。

榎橋委員長 はい、そのほかはないでしょうか。いいですか。大畑委員。

大畑委員 国に対してですから、これでいいかなというふうに私は思っているんですけれども、一つは、教職員の働き方が非常に厳しくなって、さらにその新学習指導要領とかいうことで、道徳教育みたいなのが教科になったりね。それから英語教育が始まったりでますます厳しくなっているので、定数改善というのは必要だろうと思いますけれども、この30人以下というのは、その根拠がよくわからないんですね。先ほど、フィンランドは20人以下というお話があったんですけども、先進国の中でも日本は非常に低いらしいんですけれども、この30人というのを出している、何か根拠みたいなものがもしわかれば、教えていただきたいのと、それから、低学年のところはもう30人以下になってるのと違うかなというふうに思うんですけれども、残っているのが、小学4年生以上ぐらいのクラスだったのかなと。ちょっとその辺、はっきり覚えていないんですけれども、もしわかれるのであれば、教えていただきたいんですけれども。

榎橋委員長 東議員。

東議員 先に誤解があったらいいかなので。フィンランドはその20人以下に決まっているというふうには聞いてなかったです。20人ぐらいだったというふうに聞いたということですね。

それと、その30人の根拠というのは、そのぐらいがいいだろうというふうに聞いています。30人以下だったらこうなって、35人だったらこうだというのは聞いていません。

例えば、その郡部、郡部という言い方はどうかね。もう既に30人以上にしたいとできないところがいっぱいありますよね。ですから、ただ、マンモスで30人以上のところがあるようです。あくまで「ようです」という。東京の何区の小学校が30人以上とか、そこまではわかりませんが、30人以上のところはやっぱり随分あるようです。ですから、せめて30人以下にしたほうが、豊かな教育ができるんじゃないかというような趣旨の要望です。答えになってないかもわかりませんが。

榎橋委員長 いかがですか。もうよろしいですか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 はい。いいですね。

それでは、意見もないようでございますので、東議員、ありがとうございました、お忙しいところ。はい。ありがとうございました。

午前 9時10分休憩

午前 9時12分再開

榎橋委員長 皆様、おはようございます。

間もなく梅雨入りかと思えます。ここにおきましては、健康に十分留意しながら、頑張ってもらいたいと思っております。

それでは、いつもとちょっと変わっております。健康福祉部のほうから行ってまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、審査のほうからですね。第53号議案、そして第61号議案のほうからまいりたいと思えますけれども、説明のほうをお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

世良部長。

世良健康福祉部長 おはようございます。よろしく願いします。

それでは、53号議案と61号議案の説明につきまして、私のほうからさせていただきます。

まず、53号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正についてでございますが、こちらは、介護保険の自己負担割合及び高額介護サービスの所得段階の判定の基準となります所得金額につきまして、税法上で控除となっております長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかわる特別控除額を勘案する見直しに伴いまして、介護保険法の施行令の一部を改正する政令が公布されたことを受けまして、引用部分の条項のずれに対応するために改正を行うものでございます。

次に、2点目の61号議案の債権の放棄につきましてですが、こちらは資料がございませんが、生活保護の要保護者の方が、保護費の支給後に孤独死をされていたことが判明しました。約1カ月分の保護費の返還が必要となりました。その後、推定相続人にその保護費の返還を求めておりましたが、相続人全員が相続を放棄されましたことによりまして、債務者が存在しない状況となっております。そのため、弁済の見込みがないことから、債権を放棄するものとなったものでございます。

以上、2点の御説明とさせていただきます。

榎橋委員長 はい、ありがとうございました。

部長の説明をいただきましたが、委員の皆様から意見ございましたら、お願いいたします。

まず、第53号議案のほうからお願いいたします。

大畑委員。

大畑委員 久しぶりに何か介護保険のことで何か、介護保険者にとって有利なような改正かなというふうに見たんですけれども、譲渡所得の関係、何かその、どういふんですか、被保険者本人の譲渡所得に限られるわけですか。その世帯で考えていくようになるのか、その辺、ちょっとわからないので、質問の意味がわかりますか。

ひとり暮らしの高齢者の方なんかだったら、そういう方がその土地を譲渡される場合なんかだったら、その人本人だろうと思うんですけれども、世帯主がその契約の相手方になった場合に、要介護者をその世帯が抱えている場合、そういうときにはどういふふうな扱い方になるのか、ちょっとわからなかったんで、教えていただきたいんですけれども。

榎橋委員長 小椋介護福祉課長。

小椋介護福祉課長 計算のほうは一人一人なんですけど、その世帯の状況も勘案して決められるということです。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 世帯の状況も勘案してという意味、ちょっとわかりにくいんですが。

榎橋委員長 小椋介護福祉課長。

小椋介護福祉課長 ちょっと後で調べて。済みません。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 介護保険を受けている人にとって、その有利になるような改正かなというふうにはとらえたんですけれども、この特別控除の額等を勘案することとするということで、対象となる人たちは宍粟市にはどのくらいおられるようになるのかなと思ったんですが、教えてください。

榎橋委員長 小椋介護福祉課長。

小椋介護福祉課長 対象となる人数については、ちょっと把握できないんですけれども、この有利になるかどうかというところについては、長期譲渡所得、短期譲渡所得なんかがあって、費用が一時的にふえるという方なんかは、保険料がそれで上がった分でみられますので、その分を控除するということは、有利に働くと思います。

それと、制度の改正のところなんですが、この譲渡所得の分と、もう1点ありまして、資料の2ページになりますけれども、2番のところで、公的年金等にかかる雑所得を控除する見直しということもあって、この部分については、1月1日時点で64歳の方と65歳以上の方では、同じ年金であっても控除する額が違うというようなところが是正されたというところで、この部分についても有利に働くような改正になっております。

榎橋委員長 山下委員、いいですか。

ほかはいかがですか。ありますか。

神吉委員。

神吉委員 ちょっとお尋ねしておきたい。

済みません。基本的なところなんで、何を言うとんやと言われるかもしれません。

所得がふえることによってという、先ほどの答弁の内容で聞かせていただいて、この問題の内容をちょっと理解、勘違いしておったんですけれども、勘違いしているようなので、もう一度確認させてもらいたいのは、この所得がふえることによって保険料がふえると、介護保険料はそれに伴って安くなる、高くなる。どちらを言われたのかわからないのと、所得がふえることによって、介護保険料の掛け金が下がるということですか。

榎橋委員長 小椋介護福祉課長。

小椋介護福祉課長 今回の見直しにつきましては、高額、ちょっと待ってくださいね。自己負担割合等及び高額介護のサービス費の判定基準のところだったんですが、同内容で保険料については、この4月1日から同じような改正が行われたところです。保険料について言いますと、その所得が上がると、その段階にもよるんですが、所得が上がるとその基準によって上がるということです。

榎橋委員長 神吉委員。

神吉委員 もう一度確認させてください。

所得が上がることによって、保険料が上がる、すなわち介護保険料も上がる、これではよろしいですか。

榎橋委員長 小椋介護福祉課長。

小椋介護福祉課長 保険料につきましては、この春から11段階設定させていただいておりますけれども、例えば第5段階でしたら、本人が市町村税非課税、世帯に課税者がいる、かつ本人年金収入、合計所得金額何万円、80万円超えというようなことがあるので、そういうような基準ごとに算定はされると。

榎橋委員長 林委員。

林委員 ちょっと確認するのやけど、年金のところ、今まではこの年金控除というのが、所得金額のところの部分で差し引かれとらん部分を、譲渡所得と同じような感じで、それは控除されておらなんだということか、それとも、1月1日時点で64歳と65歳が年金控除の額に差があるで、65歳と同じ控除をしますというのか、端的に言うたらどういうことなんじゃ。

榎橋委員長 小椋介護福祉課長。

小椋介護福祉課長 資料2ページの下から3行目になりますけれども、これまでは公的年金等の収入金額に合計所得金額、この合計所得金額というのは、年金収入額から控除額を引いた額になるんですが、この二つを加えていた額で算定をされておったんですが、今回の改正によりまして、それではちょっと1月1日時点での64歳と65歳以上の方で、年金収入が同じであれば、ちょっと不公平が出てしまうということがあったので、先ほどの額から年金収入にかかる所得を控除する、言ったら、年金を控除するということ、どちらに、年金収入にかかる額を控除するので、1月1日時点で64歳であっても、65歳であっても、もうそれは影響しないというような改正です。

榎橋委員長 林委員。

林委員 ちょっとわかりにくいんやけど、そしたら、年金収入はもう頭から計算に入れんということ。

榎橋委員長 小椋介護福祉課長。

小椋介護福祉課長 年金の所得を加味しないと。ちょっと。

榎橋委員長 有元副課長。

有元介護福祉課副課長兼介護保険係長兼地域包括支援センター所長 これまでは、年金収入と年金所得を足して計算しよったんです。年金の収入と年金所得。年金所得っていったら、普通の80万円ぐらいの国民年金の人は所得が発生してこないんですよ。ただ、200万円ぐらい収入、年金もらいよって人は、64歳と65歳の差で、65歳以上だったら120万円控除があるので、200万円もらいよっちゃったら、80万円所得が発生してくるんです。だから、それを計算の基礎とする場合は、200万円と80万円を足していたんですよ、これまでは。でも今回の改正で、その所得の部分、80万円はもう足しませんよという改正をしました。これまでは、年金収入と年金所得じゃなくて、その他の所得もあるんですけども、年金収入とその他の所得を足して計算していたのを、年金の部分にかかる所得は、もう足しませんよという改正で

す。そうですね。

だから、64歳、64歳までの控除は70万円なんだけれども、65歳以上の人の年金の所得を計算するときの控除は120万円なので、そこで差が発生、所得を入れちゃうと、そこに差が発生してくるんですね。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 そういうことはありながら、そもそも何でこれまでこうなっとったんかという、65歳から年金が満額支給じゃないですか。64歳までは違うでしょう。そこにそれだけの差があって、合理的だという判断だったんじゃないかなというふうに思うんですね。64歳までの人は、2号被保険者じゃないですか。65歳から1になるんです。そこにも、保険料についての違いがあるんやから、そこが合理的だったというふうな解釈が、なぜそういうふうになっていって、今回これが正しいという解釈になるのか、よくわからん。

榎橋委員長 有元副課長。

有元介護福祉課副課長兼介護保険係長兼地域包括支援センター所長 これまで、医療保険なんかも一緒なんですけれども、医療にならえというか、もうそういう全部高額の計算とかいうのはそうなってるんです。介護にかかわらず。

榎橋委員長 難しいな。もうよろしいですか。図みたいなの。

林委員。

浅田副委員長 所得が、例えば今までのAは年金収入、Bはその他の所得も含めた年金収入を含めた所得Bとか、そういうふうな図にしといて。1月1日時点での差がこうあったのをどう解消するかというのを、ちょっと図にしてもらったらわかりやすいかなと。

榎橋委員長 そうですね。よろしいですか。図にね。ちょっとわかりにくいので、図に。ここまではこうだという。

浅田副委員長 政令改正の部分だから、これは、言うてはったように、健康保険、保険のいわゆる判定基準のそこだけのことやからね。どうのこうの言うところではないと思う。それぞれ各委員さんの理解、私も含めて、理解をすること。

榎橋委員長 理解度がちょっといろいろ。申しわけないですけど、それあると。言葉だけだとちょっとわかりにくいので。大丈夫ですか。

大畑委員。

大畑委員 それをお願いするということで。施行期日が8月1日ということは、来年度の1月1日が基準となるのか。1のほうで言えば、ことしの8月1日以降の議

渡所得が対象になっているという考え方ですか。

榎橋委員長 小椋介護福祉課長。

小椋介護福祉課長 施行期日がことしの8月1日なんで、平成30年の1月1日を基準で判定する。

榎橋委員長 ことしの8月から施行するということですね。

有元副課長。

有元介護福祉課副課長兼介護保険係長兼地域包括支援センター所長 高額とかのその見直しが8月1日からになっています。所得自体は1月1日時点が基準なので、それをもとに、8月1日から改正した分で計算を行います。

榎橋委員長 で、いいですかね。

浅田副委員長 8月1日ということは、8月施行ということは、8月サービス分からということなのか、いやいや、今、6月、7月のサービスの、じゃないでしょ。その8月1日の施行という意味合いだけ、答えてもらったら。

榎橋委員長 有元副課長。

有元介護福祉課副課長兼介護保険係長兼地域包括支援センター所長 高額の算定というのは、スパンが8月スタートの7月末終わりなんです、1年間の。7月1日というか、8月1日時点で今だったら、平成30年所得を取り込んで計算します。その平成30年の所得を取り込む際に、このルールに基づいて取り込みします。

榎橋委員長 この53号議案、いいですか。

では、第61号議案にまいります。

大畑委員。

大畑委員 今回のその戻入される生活保護費というのを、内容についてもう少し説明していただきたい。どういう状態で戻入というのが生じたのか。わかりますでしょうか。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本次長兼社会福祉課長 今回の放棄する債権の額を9万9,360円。これにつきましては、生活保護の生活扶助と生活費に相当する生活扶助と、住宅費に相当する住宅扶助、合わさったものが9万9,360円です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 戻入というものが発生したのは、なぜなんだろうということ。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本次長兼社会福祉課長 議案の4のところに、債務者の死亡により生じた生活保

護費戻入金ということで、この方がお亡くなりになりました。この方は、以前から生活保護受給の対象者でありました。ちょっと話が長いんですけども。そして、1月分の生活保護費は定例日であります1月5日に支給、口座のほうに入金しております。そして、この方、お亡くなりになったということ、発見をしたのが1月の末日、31日でありました。亡くなられたときに、医師等の立ち会いはありませんでしたので、亡くなられた日時というのを警察、医療機関等の診断といたしますか、判断がありまして、その方が亡くなられたのは、平成29年の12月末に亡くなられたということで、死亡の判断をされました。

1月5日の日に口座のほうに入金を、こちらのほうの事務手続を通常の事務手続の中で給付をしておりましたが、そのときには死亡のときの立会人はなかったんですけども、あとの検証等により、12月末に亡くなられたということで判断をされましたので、1月分の生活保護費について戻入するということになりまして、今回、戻入の手続の中で、推定相続人が放棄をされましたので、今回の議案の上程となっております。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 そしたら、実際の死亡以降に払っていたものを返していただくんだということなのかもわからないんですけども、この委員会資料の8ページに、生活保護費用の返還、63条と78条のことが書いてあって、その下にこの戻入金という欄があるんですけども、三つ目に米印で。本来は、僕もよくわからんけど、63条と78条以外にはないんじゃないかなというふうに思うんですけども、これ、どちらかに該当するんじゃないかと思うんですけども。これから言うと、その今のお話から言うと、不正受給には当たらないので、63条の返還になるのかどうか、ちょっとその辺を教えてください。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本次長兼社会福祉課長 今回のこの議案の方の件につきましては、63条に当たりません。また、78条にも当たりません。生活保護費戻入金ということで、その生前において、この方の場合は亡くなられた後の生活保護費の給付でありますので、63条、78条の項目には該当せず、戻入金として、対象の方から返還、戻入していただくという処理をとらせていただいております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 それは何条に基づいて。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本次長兼社会福祉課長 その生活保護費戻入金というのは、ちょっと今すぐ条例が申し上げられなくて申しわけないんですけども、その63条といえますのは、またちょっと委員会の資料と話がちょっとつながってしまうんですけども、63条というのは、委員会の資料の中で上げておりますように、委員会の資料をごらんいただきまして、下の枠囲みをしておりますけれども、63条というのは、資力がありながら保護を受けた場合の費用の返還。いろんな場合があるんですけども、例えば生活保護の受給者であったんですけども、その生活保護の受給者中に、例えばなんですけれども、保険の満期が出たとか、そういう場合が、このケースに相当します。また、年金の受給権が、生活保護手続のときには本人もちょっと覚えてなくて、急いで生活保護の手当をし、生活を支援することの手続をしながら、年金のほうの調査を、ケースワーカーとともに本人の承諾のもとで行ったら、年金の受給権があり、年金をその方が受け取る資格があり、生活保護中に年金を受け取ったというような場合は、この63条に該当します。

あと、78条というのは、この被保護者、生活保護の受給者が、ここに書いてありますように、その年金及び保険の満戻金などがあるんですけども、それをケースワーカー等に秘匿して、故意にこれを隠して偽りの申告をした中、生活保護を受給しながらこの別収入として隠し持つと、そういう場合には、費用の不正受給ということで、費用の徴収をするということが78条で決まっております。

同じく相手からお金を返してもらうんですけども、63条というのは、その本人の意思のもと、返還していただく。78条というのは、徴収金という言葉がありますように、これは相手から徴収すると。

そしてその最後に、戻入金というのがありますけれども、これは生活保護の廃止、変更等に伴い、支給済みの保護費に過払いが生じたことによる返納金、世帯数の、例えば同居者の人数の変更とか、家族の進級による、学年の上がってくることによる変更とか、そういうものがあつた場合に戻入金としていただく。

ちょっと今、条例については、すぐちょっと何条というのはお答えできないんですけども、これは明確に分かれております。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 要するに今回のケースは、保護の廃止であつたものを、それがわからなくて支給していたと、だから戻してもらうんだと、廃止以降の分を。それはその生

活保護法の中の何条にそういうことは規定されていると僕は思うんやけど、この上二つは63条、78条できちっと条文があって、戻入金のところは条文の根拠が書いてないので、何かなということ。ここちょっと、僕はわからないので、ここを聞きたいんですけども。今回該当するところの条文だけ、何で根拠がないのかという話なんです。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本次長兼社会福祉課長 戻入金につきまして、ちょっと条文の記載がなく、申しわけありません。条文のほうは、ちょっと今、条例集を持っておりませんので、すぐお答えできないんですけども、また調べまして、お答えをさせていただきたいと思います。済みません。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 例えばその支給していて、途中で亡くなれる場合があります。そういう場合にも戻入。その要するに1カ月間、存命じゃなければ、特に月の中ぐらいに亡くなった場合は、あとのそこは廃止になって、残りの分は返還、返還じゃないわ、戻入というふうにするんですか。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本次長兼社会福祉課長 生活保護費は月ごとに支給がありますので、途中で亡くなった場合には、その日割りでもって戻入をしていただくことになります。今回の場合は、1月分を支給し、1月5日に支給しておるんですけども、推定で死亡された日が12月の末日ということになりましたので、1カ月分の戻入ということになります。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 条文また教えてくださいね。

ここの78条のとこね。ここ、資料で、3行目に、その徴収額の40%の額以下の金額が徴収されると書いてあるんやけど、その全部または一部徴収されるほか、これはちょっとこういう書き方ではわからん。上乘せですよ、これは。加算をされるんですよ。だから、徴収する額に40%を乗じて金額を徴収するというふうにしたほうがいいんじゃないですか。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本次長兼社会福祉課長 おっしゃられる部分を、また委員が言われる、今、解説のことは、そのとおりであります。徴収の額に上乘せしてといたしますか、新たにそ

れとは別に、40%の額を徴収するということが、法律の78条の中で決まっております。

その記載の仕方なんですけれども、条例等に生活保護法の78条にその旨、書いてあるんですけれども、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるというふうに、条文上、その記載があるんですけれども、今回、資料の分につきましては、第一法規さんが「保護のてびき」という本を出版されておられまして、その中の抜粋として書かせていただいております。法78条の説明として、この記載がありましたので、この戻入の記載の抜粋ということで書かせていただいていることを御了承いただきたいと思っております。内容につきましては、今、大畑委員がおっしゃられたとおりのことです。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

林委員 この死亡の確認やけど、死亡されたらその親族の方、この人は親族の方がおられて、死亡届を出されに来られると思うんやけどね。その場合に、もうその市民課の窓口から担当へは、いつごろその届けが出たのが回ってくるんや。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本次長兼社会福祉課長 一般的になんですけれども、亡くなられた場合につきましては、この市民課のほうから、そのグループウェア上のネットがありまして、その中で一斉にわかるようになっております。ただ、この方の場合、この議案の方の場合は、残念ながらその死亡時に誰も立ち会う人がいなかったもので、1月末にその死亡しておるといふ現実がわかり、そしてその診断の結果、12月の末に死亡されたであろうという診断結果をいただきましたので、1カ月ということになっております。通常は、亡くなられてから何日ということではないんですけれども、すぐわかることになっており、その場合、ケースワーカーがその保護対象者の御家族の方と出会い、今後のことについて、対応をしております。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

林委員 この1カ月後にわかったというのはええんやけどね。問題はこの相続人が放棄しとるわね、相続放棄。僕は、死亡した時点では、まだ放棄しとらんと思うのや。大体2カ月以内かやね。手続せえという話やで。死亡した、届けが出てじきわかるんやったら、そのときやったら、まだ放棄しとらんで、請求できるはずなんやけどね。これは、ほったらかしにしとったということやな。そんなら、じきわかっ

て、1カ月にわかつとも。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本次長兼社会福祉課長 この亡くなられた方が、1月末に死亡の事実がわかりまして、その後、その死亡日をいつかということで、警察及び医療機関による診断及びその判定に日数がかかっております。また、その後、その推定相続人とされる方と、ケースワーカーと連絡をとりまして、この方の債権が発生、宍粟市にとっては債権があり、その方にとっては債務があるわけなんですけれども、1カ月分の債権があります。それも、死亡日には、いつ亡くなられたということがわかりませんので、いつ亡くなられたということの検死等の結果、いつ亡くなられたので、幾ばくかの、幾らの債権がありますということが確定した中で、御本人、家族の方にその分について相続をされ、宍粟市のほうに戻入していただきますかというような中で、2月の23日に相続放棄の受理の通知書を裁判所のほうから正式に発せられておりますので、それ以降の手続で、今回、議案としてさせていただきます。

榎橋委員長 林委員。

林委員 いや、そういうことを言いよるんじゃなしに、わかったとき、死亡がわかって、そういう戻入金が発生するというのは、死亡がわかったときにわかるはずやでね。1月末にわかつとるわけやで。2月23日までの間に、その親族に話ができとったはずなんや。それがごっつい額やったら、それはもう放棄します言うてかもわからんけども、10万円ぐらいやったら、そのときに早う言うとったら、払ってもらえとった可能性があれへんかと思って、ちょっと質問しよるんやけど。

榎橋委員長 世良部長。

世良健康福祉部長 この方、1月なんですけど、橋本次長はこの4月にかわってきておりますので。この方、お亡くなりになったということがわかった時点で、こちらで把握しております親族の方に連絡をさせていただきましたが、まず、死亡届の署名すらしていただけないような状況でした。そして、火葬についても、親族の方の立ち会いなしで、ケースワーカーのほうで立ち会いをさせていただくような状況でした。そういう中で、この債権の話もさせていただきます、まあ、もう全く対応していただけないような状況。今、林委員のほうからそういう御指摘あったんですが、職員のほうは、そこはもう速やかに事務、しかるべき手続はとらせていただきましたが、そういう状況で、葬儀また火葬の手続すら、親族の方がかかわっていただけないような状況での対応で、私はこれはもう最善の対応をさせていただいておったと、このように判断しております。

榎橋委員長 林委員。

林委員 説明のときに、そういう説明されとったら問題なかったんやけど、今度からもしこういうケースがあったら、やっぱりそういう詳しい説明してほしいなと思います。

榎橋委員長 はい、どうですか。

橋本次長。

橋本次長兼社会福祉課長 議案書のほうには、議案書でありますので、このとおりとさせていただきます。またこのこういうケースというのは、なかなかないケースかもしれませんが、また委員長等とも相談させていただきながら、提出資料につきましては、個人情報等もありますので、また調整をし、説明ですね。また説明をさせていただきます。

榎橋委員長 本日のこの説明のときに、第61号のときに、こうこうって言っていただいたら、よりわかったのかなとおっしゃっています。

橋本次長兼社会福祉課長 わかりました。努力いたします。済みませんでした。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 今回、この生活扶助と住宅扶助、9万9,360円を債権放棄ということで、議案が出てきているんですが、こういったこのケースで、債権放棄に至るまで、どのようなかわり、あるいはどのような福祉的支援を持ってこられたのかなというのが気になるので、教えてください。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本次長兼社会福祉課長 この方につきましては、ケースワーカーによる訪問も定例的に、また本人との接触もほぼ毎月とっていいほど行っておりました。12月にも接触し、お話しし、本人さんも市役所に来庁されるというような状況でありました。そのような中、1月の保護費の給付の中、1月の末ごろにちょっとその方を見かけないんだという不動産主のほうから連絡があり、ケースワーカーのほうが対応し、この事実が残念ながらわかり、警察及び医療機関のお世話になり、死亡日のほの判定というふうに至っております。

以上です。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 一月に1回はそのケースワーカーさんが支援してくださっていた方ということなんですけれども、その亡くなられてからちょっと間があいているように感じられるんですが、その間の接触というのは、無理だったんでしょうか。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本次長兼社会福祉課長 具体的な期日になるんですけども、12月15日にも御本人が来庁され、1月のその中の生活指導等もし、生活状況も聞き、した上で、1月5日の保護費の給付をさせていただいております。その給付に当たっても、特別、体の支障等があり、また医療機関へ重篤な状況でかかっているという状況ではありませんでしたので、またその2月になりましたら、ケースワーカー等、通常の中で生活確認等を行う予定であったものが、1月の末に連絡を受けということで、日々、保護受給者への生活安全及び生活指導については、細心の注意を払う必要がありますけれども、今回、残念ながらこのようなことになったこと、それぞれ担当職員、認知しておりますので、健康な方であった、あるとしても、そういう危機、そういう状況をいつもはらんでおるんだなということで、それ以降に当たりましても、業務のほうに当たっております。

以上です。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 ケースワーカーの人たちが本当に一生懸命頑張っておられるのはよく理解しているわけなんですけれども、やはりこういったケースの方が今後ふえていく、社会的にも非常にふえておりますので、私はやはり、このような状況の中では、福祉的な、直接的に個別に援助をしてくださる職員の方の増員ということを考えていく必要というのは本当にあると思いますので、そのあたり、考えてもらいたいなと思います。

榎橋委員長 世良部長。

世良健康福祉部長 今回のこの方の例をとって、今、そういうお話をさせていただいていると思うんですが、ただいま次長のほうも申しましたように、12月の中ごろ、本人と面会をした後でのこういうことだったんですが、やはり生活保護を受けられておる方についても、ケースワーカーが定期的に面会させていただいておるんですが、それはその方々の状況に応じて、面会の期間も設けておりますので、この方については、短期間、短いスパンで様子を見たほうがいいなという方については、そのように判断して対応させていただいておりますので、現在の対応状況には問題がないと、このように考えております。独自のというのはなかなか難しいので、今のやり方で、できるだけその生活保護受給者の方に沿った対面、面会、今後も続けていきたいと、このように考えます。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 わからなくなりましたのでお尋ねしたいんですけれども、その生活保護を受けておられる方で、生活保護担当のケースワーカーさんがおられるのと、それとやっぱり、何らかの支援が必要だということで、それに対する福祉的な関係をしてくださる職員の方とが必要だと思うんですけれども、そのあたりはどのようになっているんですか。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本次長兼社会福祉課長 生活保護対象者の方も、健康状態及び家族状態、さまざまなケースがありまして、これを定番としておることではないんですけれども、その例えば体調等の健康上の課題であったり、持病等を抱えておられる方については、保健師、また市民局の保健師、また介護福祉課の職員等、時により同行し、情報も共有しながら、それぞれの方が安全にまた生活していただけるように、対応しております。必ずしも、生活保護のケースワーカーのみで、その方の生活安全を見守っておるといった状況ではないということで、申し上げます。

以上です。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 この方の場合はどうだったんですか。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本次長兼社会福祉課長 この方については、体調も特段の苦情といたしますか、不良等も訴えておられませんでしたので、ケースワーカーが定期的に訪問し、12月の来所の折にも話をし、そのときにはお別れしております。次のことについても、また、ケースワーカーもまた対象となる方も、次の訪問があり、その中で健康指導といたしますか、生活指導を受ける、または生活指導があるということで、通常のお別れをしております。

以上です。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 いろいろな事情があって、こういう結果になったということはわかるんですけれども、でもその生活保護担当のケースワーカーさんだけじゃなくて、やはりその生活保護を受けておられる方というのは、何らかの生きづらさを持っておられると思うので、やはり生活保護担当のケースワーカーさんも、専門的な知識を持っておられるとは思いますが、やはりその保健師さんとか、精神保健福祉士さんとか、専門的な方にかかわってもらう必要があるというのか、そういう必要性を。

榎橋委員長 事案じゃない。

山下委員 そうですね。そういうことなんで、今回のような債権放棄に至ったその理由というのを、しっかりと納得したかったのでお尋ねしたわけなんですけれども、またこういった福祉的なことを質問させていただきたいと思うので、お願いします。

榎橋委員長 いいですか。

この61号議案に対しては、よろしいでしょうか。

じゃ、次にまいりますね。

その他の報告事項のほうに移らせていただきます。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 それでは、どうもありがとうございました。

健康福祉部の審査をこれで終了いたします。御苦労さまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたしまして、45分に再開いたします。

午前10時38分休憩

午前10時48分再開

榎橋委員長 皆様、おはようございます。

それではただいまより、市民生活部の審査を行ってまいりたいと思います。

それでは、46号、47号、48号、51号、52号の審査に移るわけですが、説明のほう、わかりやすくお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

46、47、とりあえず二つの議題をちょっと説明していただけますか。

梶原課長。

梶原税務課長 失礼します。

それでは、46号議案のほうから説明させていただきます。

宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分でございます。

まず、第52条のほうから、済みません。その前に、主な改正部分としておりますので、御了承ください。

52条の分についてですが、法人の市民税にかかる延滞金の計算方法、期間の見直しを行っております。これにつきましては、まず法人税の申告期限を延長した場合におきまして、申告後、減額更正を行い、その後、増額更正を行った場合に

ついて、延滞金が発生するんですけれども、この場合の延滞金の計算期間を変更するような改正が行われております。結果としましては、延滞金の計算する期間が短くなるということになっております。

続きまして、附則の10条の3のほうを説明いたします。

新築住宅にかかる税額の減額措置の期間延長となっております。これにつきましては、現行の制度をそのまま2年間延長するものでございます。

それから、バリアフリー改修を行った実演芸術施設にかかる固定資産税の減免の規定を受けようとするものがすべき申告の規定を新設しております。これにつきましては、特別特定建築物というものがあまして、法令で言いますと、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律というもので規定されたものを言います。具体的には、劇場ですとか、音楽堂等の施設のバリアフリー化促進のための特例措置とされております。これにつきましては、平成30年から31年度までに改修を行った場合について、固定資産税と都市計画税の3分の1を減免するというものになっております。

それから、附則の11条、11条の2、12条、13条、それから15条に関係する部分でありまして、固定資産税にかかる負担調整措置の期間延長について、説明いたします。これにつきましては、4ページをごらんいただきたいと思います。

宅地の負担水準を全国一律にするために、負担調整措置というものが行われております。平成9年度の評価替えから行われてありまして、税負担の重たいものについては下げていくということと、あと、負担水準の低いものについては、少しずつ上げていくというような措置が行われております。

右側の図でごらんいただきたいと思いますと思うんですけれども、右側の図の左側の四角のほう、見ていただきまして、真ん中のところに丸があるんですけれども、これを前年の課税標準額としますと、これに対して5%の加算がされまして、次の年度の課税標準が決まるということになっております。

このように少しずつ上がりまして、100%になりましたら、そこでとまるような感じになっております。逆に、100%よりも上のところから始まりますと、次の年は100%になるということになっております。

宍粟市は余りないかと思うんですけれども、20%以下のところから急激に、次の年の課税標準額が上がるような場合ですと、本来の課税標準額の20%のところまで急激に上がるような措置となっております。

これが現在まで続いてありまして、宍粟市では、評価額が下がる傾向が続いてお

りますので、おおむね本来の課税標準額のところに近づいておるんですけれども、現在も下がり続けておりますので、評価額の下げに合わせた課税標準額の調整ということで、本年度以降も引き続き、負担調整という措置を継続したいと考えております。

負担措置については以上の説明になります。

それから、1ページのほうへ戻っていただきまして、47号議案のほうを説明させていただきます。

これについては、税条例のほうと同じになります。

それから、続きまして、附則7、8、9、10、11、12についても、先ほどの説明と同じになります。

それから、第48号議案のほうについて、説明。

46号議案のほうで説明のほうが漏れておりましたので、追加させていただきます。

ここには書いていないんですけれども、論点整理のほうで御質問がありました点について、第82条のところなんですけれども、軽自動車税が2,400円から3,600円に上がっているところがあるんですけれども、これにつきましては、具体的にスノーモービルが該当しております、これについては、宍粟市では対象となる車両がないんですけれども、そのような事情で、これまで条例改正を見送っておったんですけれども、地方税法と整合性を保つために、今回改正を行わせていただくことになりました。現在、新車で該当する車両を販売されていないようでして、これについては、他市町から中古で購入された場合、初めて該当するのではないかというふうに考えております。

済みません。47号議案を飛ばさせていただいて、48号議案のほうに。

説明は以上になります。

榎橋委員長 はい、ありがとうございます。

じゃあこの46号、47号議案、今、説明をいただきました。これに対しまして、質問ございましたらお願いしたいと思いますが。

大畑委員。46号議案で。47と。お願いいたします。

大畑委員 本会議で質問して、あと委員会で出してくださいといったのが、この3ページの資料ですよね。これで、大体わかりました。

ちょっとわかりにくいのが、この宅地の負担調整のところなんです。ざくっとした話になるんですけれども、評価替えのときに、今おっしゃったように、宍粟市の場合、地価全体が下落傾向にあるということなんですけれども、この負担調整をそ

のまま延長していくということになると、下落しているのに、一定の水準が保たれてしまうという、いわゆる負担する側からいったら、負担が軽減にならないというふうに解釈してしまっているのか、その辺、ちょっと説明をいただきたいんですが。
榎橋委員長 梶原課長。

梶原税務課長 負担水準といたしますのが、おおむね今、地価の公示価格の7割ぐらいになるように近づける目標としておりまして、宍粟市では、先ほど言いましたように、それに近づいております。その状況で地価が下がりますと、負担調整率が7割を超えるようなことになって、実際は、見た目は上がるんですけども、地価が落ちていきますので、7割に落としていくような措置を講じるというのが、この負担調整措置になりまして、ちょっとイメージされにくいのかもしれませんけれども実際は下がるとおっしゃっていただいたら結構かと思えます。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 それともう一つは、スノーモービルのお話をされていましたが、これは該当がないというふうに言われていました。今、スキー場ぐらいしか関係ないのかなと思うんですけども、スノーモービルは全然導入されていないんですか、現在。
榎橋委員長 梶原課長。

梶原税務課長 実態は、もしかしたらスキー場とかにあるかもしれないんですけども、登録が軽自動車協会で姫路のほうになりますので、そこから登録しましたよという通知が宍粟市のほうにくるようになりますので、普通の軽自動車と同じになりますので、登録を宍粟市のほうにされに来られるわけではないので、実態はちょっと把握できない状況になります。

以上です。

榎橋委員長 平瀬部長。

平瀬市民生活部長 今、担当課長が申しましたように、陸運局への登録、つまり、軽自動車税と同じような格好になりますので、その登録された後には、宍粟市のほうにその登録しましたよという連絡が入るようになるんですけども、今のところそういう連絡が入っておりませんので、登録台数がないということですが、千種高原のほうに、スノーモービルは3台ほどあるというふうに聞いておられるんですけども、全て規格以下の排気量というんですか、そういうものでありまして、登録が不要だということは聞いております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 公道を走らなくても、課税の対象になるんですか、これは。

榎橋委員長 榎原課長。

榎原税務課長 トラクターも同じなんですけれども、基本的には公道を走ってはいけないということになっております。

以上です。

榎橋委員長 神吉委員。

神吉委員 全然話が変わるんですが、変わってはいけないんですね。スノーモービルなんですけどね。スノーモービル。そこも聞いたかったんです。今、ちょっと覚えているうちに。スノーモービルは、登録がされていないということは、保険も入れないような感じだと思うんですが、施設内の保険でカバーされているから安全だと、安心だと思っていいんですね。近くをスノーモービルが通ったら、危険だと思う感じがしてしまったんですけれども、登録されていないということは。

榎橋委員長 榎原課長。

榎原税務課長 何て言いますか、民有地と言いますか、その中で、個人の判断で運行されているものだと思っておりますので、トラクターであれば、登録がないと保険に入れないとかいうことになっていると思うんですけれども、その保険会社がどのような適用をされているのかというのは、そこまでは把握できていないです。

以上です。

榎橋委員長 神吉委員。

神吉委員 固定資産税のほうのことをお尋ねさせてもらいたいんですけれども、先ほどの土地の評価額が下がってきているので、課税率をさわらないと、その課税率がどんどん上がってしまう、だから率を下げることによって適正な数字にしていくということのように聞こえてきたんですけれども、それによって、もちろん評価額が下がってきている、税率が変わるということは、課税金額も下がってくるということでもいいですか。

榎橋委員長 榎原課長。

榎原税務課長 お見込みのとおりで、税額も下がっていきます。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 このバリアフリー改修を行った実演芸術施設に対する固定資産税の減免あるいは都市計画税の減免なんですけれども、例えばこれは、文化会館等で内容が障害者、高齢者等となっているんですけれども、例えばこの「等」の部分が当たるかどうかなんですけれども、例えばその文化会館の親子室がちょっと非常に狭いの

で、これを改修するとかいうような場合も、この減免の規定に該当するのかどうか、教えてください。

榎橋委員長 梶原課長。

梶原税務課長 文化会館は課税されておりませんので、対象にはならないと思うんですけれども、同じような施設で、その子どもに関するような改修があれば、対象になる可能性があると思います。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 もう1回だけ聞かせてください。負担調整の話。

要は、評価替えのときに、負担水準が普通の評価の70%水準にあると。実際の下落によって、それが70%を超えている結果になると。75ぐらいになると。それをもう1回、70に戻すために、戻すというか、70水準にするためにという話ですけれども、それは下落した価格の70ということですね。もともとの70ということやなしに。実際の時価相場にあって、本来の評価水準をキープするために、この調整措置があるということなんやけど、どういうふうにその調整をするのか、そのことを僕が聞かんでもええかもわからんけど、75ぐらいあるやつを70ぐらいに収れんさせていくといたら、どないしていくんですか。

榎橋委員長 梶原課長。

梶原税務課長 4ページの図のところになるんですけれども、右側のところに、以下のいずれかの低い額が本年度の課税標準額というところで、1と2があるんですけれども、下落している場合は、1番の本来の課税標準額というところになります。それで、幾ら落ちていても、一律課税標準額に、100%のところになりまして、評価額から見れば、7割のところ収れんしていくということになります。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 都市計画税との関連なんですけれども、都市計画税のほうは、対象がその市街化区域農地について、そういうふうというふう書いてあって、普通、その都市部のほうに行ったら、市街化区域の中の農地というのは宅地並み課税になって、非常に高いわけなんですけれども、宍粟市の場合は、宅地並み課税の対象にはなっていないと思うんですね。固定資産税の場合。その辺について、今回の改正では何か影響が出ているんでしょうか。

榎橋委員長 梶原課長。

梶原税務課長 改正自体はしておるんですけども、評価自体を見直していないと、据え置きの状態になっていますので、実際の率は変更しないということで、税額自体は同じになります。

以上です。

榎橋委員長 いいですか。皆様いいですか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 48号議案にまいります。

説明のほうをお願いいたします。

梶原課長。

梶原税務課長 それでは、48号議案について、説明させていただきます。

まず、第2条の第1項のところでは、

これにつきましては、国保制度の改正に伴いまして、兵庫県が財政運営の主体になるということに関しまして改正を行っております。具体的には、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額、それから、介護納付金課税額という言葉の定義をしているだけとなっております。

それから、第2条第2項ですけども、課税限度額の引き上げが54万円から58万円になっております。これについては、2ページの図1をごらんいただきたいと思うんですけども、今回、課税標準額が上がることによりまして、右側の保険税が増加する世帯というところがふえております。ここの対象となる世帯が、131世帯となっております。影響額なんですけれども、単純な計算しかできないんですけども、4万円上がりますので、 131×4 ということで、524万円と見込んでおります。

それから、逆に保険税が減少する世帯が出てきます。それが、左側の三角形の部分になります。こちらなんですけれども、こちらも見込みですけども、約2,500世帯いるとすれば、1世帯当たり $524 \div 2,500$ ということで、約2,000円になるのかなというふうに見込んでおります。

1ページのほうに戻りまして、第16条で、減額措置にかかる軽減判定の所得基準額を見直しております。2割軽減については、33万円 + 49万円 × 被保険者数であったところを、30万円 + 50万円 × 被保険者数としております。同じように、5割軽減についても、30万円 + 27万円 × 被保険者数のところを、33万円 + 27万5,000円 × 被保険者数としております。

これについては、2ページの図2のほうを見ていただきたいんですけども、2割軽減と5割軽減の右端のその判断する基準のところは右にいくようなイメージを

していただければなと思います。

影響を受ける対象者の数なんですけれども、5割軽減のほうが12世帯、2割軽減のほうが12世帯と見込んでおります。仮に、5人世帯としました場合、5割軽減であれば8万1,000円、2割軽減では約5万4,000円軽減されると見込んでおります。あくまでも5人世帯とした場合なんですけれども、単純に掛け算しまして、合わせて167万円の軽減になるのではないかと見込んでおります。

この減額した分については、それぞれ県が4分の3、市が4分の1の負担をしまして、一般会計から法定内の繰り入れを行うこととなります。

説明は以上です。

榎橋委員長 48号の説明をいただきました。

山下委員。

山下委員 質問させてもらっていたことを、先ほど大方、回答してもらったなとは思ったんですけれども、耳が最近聞こえなくて、ちょっともう一遍確認。何か言葉の低音がちょっと聞きにくいんで、もう一遍確認させてもらいたいんですけれども、課税、この第1番のほう、1番のこの今回二つの課税限度額の引き上げと、低所得者層の判定所得基準額の見直しという2点があるんですけれども、それでそれぞれ世帯数と影響額、先ほど言うてくれたったと思うんですけれども、ちょっともう一遍教えてください。

まずその課税限度額の引き上げによって、影響を受ける世帯数、この世帯数はちょっとなかったのかなと思うので、教えてもらいたいのと、それと、この限度額引き上げによるこの加入者の推計負担増の額というので、先ほど言われた131人×4万円の524万円、これでよかったのかどうかを、ちょっと確認お願いします。

それと、あと、低所得者層の判定所得基準額の見直しのところでなんですけれども、2割の軽減世帯が12世帯、それから、5割の軽減世帯が10何世帯と言われたんですか。ここちょっと、もう一遍教えてください。

それと、あとそれによる軽減額がどれだけになるのかというの、ちょっともう一遍、言うてくれてですか。お願いします。済みません。

榎橋委員長 大きな声でゆっくりと。榎原課長、お願いいたします。

榎原税務課長 済みません。聞きにくくて申しわけないです。

限度額超過世帯のほうからお伝えします。

今現在、150世帯あるところから、19世帯減りまして、131世帯と見込んでおります。19世帯というのをお伝えしていなかったもので、申し添えておきたいと思っております。

それから、影響額なんですけれども、 131×4 で524、これで正しいかということなんですけれども、あくまでも試算ですので、多少積算部分でずれが生じるかもしれませんので、本年度課税ではずれの可能性もあります。

それで、その税額がふえた分、中間所得者層が減額される金額についてですけれども、2,500世帯と仮定した場合、1世帯当たり、約2,000円ぐらいと見込んでおります。

それから、軽減判定所得のほうなんですけれども、こちらが5割軽減が12世帯で、2割軽減が13世帯です。合計25世帯となります。5人世帯で試算した場合、5割軽減の場合、8万1,000円。約です。それから、2割軽減であれば、約5万4,000円で、こちら、単純に掛け算させていただきまして、合計167万円軽減になるものと見込んでおります。

以上、申し上げた数字なんですけれども、全て平成27年の所得で試算しております。平成29年分については、ようやくこの6月1日に確定したばかりですので、まだ試算をするところには至っておりません。

以上になります。

榎橋委員長 よろしいですか。山下委員。

山下委員 何遍も済みません。ありがとうございました。

そうしましたら、今回のこの国保の一部を改正する条例で、市民の負担はこの4万円アップの524万円。それから、市民の軽減する分は、この2割軽減、3割軽減のおよその推計ですけれども、167万円の減というふうにとらえたらいいんでしょうか。

榎橋委員長 梶原課長。

梶原税務課長 お見込みのとおりで、520万円の高額所得者への負担がふえますのと、中間世帯層に対して524万円の負担の軽減が、それはあとです。軽減世帯につきましては、167万円の軽減があるということで、結構です。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員はいいですか。大畑委員。

大畑委員 論点整理で上げていたものを今、御報告いただきましたので、いいですけど、また、何年か前じゃないな、前回改正になったときに、世帯のその一覧表をいただいたような感じでしたので、また確定した段階で、資料提供いただけたらというふうに思います。

それで、確認なんですけれども、この2割、5割のいわゆる軽減判定のところ

については、応益分だけですよね。ですから、均等割と平等割のところしか影響しないわけですよね。ということで、この金額少ないなと思ったんですよ。軽減を受ける世帯の合計金額が、5万4,000円とか、8万1,000円。もっと大きくなるのかなと思ったんですけども、あんまり大したことないので。この辺、12世帯で例えば5万4,000円というのは、どういうふうに計算されたのか、ちょっと教えていただけますか。

榎橋委員長 梶原課長。

梶原税務課長 2割軽減の方につきましては、全く軽減されていない状態から、軽減されることになりますので、その金額そのまま思っていたら結構なんですけれども、5割軽減の方については、2割軽減から5割軽減に移られますので、その差額で計算しておりますので、実際は2割軽減をされた方との分を足したものが総合計ということになります。あくまでも、現行との差ということで計算を言わせていただきました。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 今回の見直しによって、新たにふえる部分だけの金額ということやね。だから、実際、ルール分の要するに公費負担していかなあかんのは、もっと、従来の人も含めた額になるから、もっと大きい金額になるということなわけですね。そこがどのくらいかというのは、まだわからないという。

榎橋委員長 梶原課長。

梶原税務課長 あくまでも前年の数字になるんですけども、大体300万円ぐらいだったかと思います。それプラス167万円ぐらいかと思います。

以上です。

榎橋委員長 そのほか、質問ございますか。48号議案。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 よろしいでしょうか。

次、まいります。

51号議案、お願いします。51号議案と52号議案、お願いいたします。説明のほう。

梶原課長。

梶原税務課長 それでは、51号議案のほうに説明を移らせていただきます。

第24条ですけれども、個人市民税の非課税範囲の拡大ということで、条例の中では、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫、夫のほうですけれども、それに対する非課

税措置の合計所得額の要件が10万円引き上げられております。

それと、論点整理のほうで御質問がありました、対象に対することなんですけれども、今回、給与所得者と公的年金控除に関しては、控除が基礎控除のほうに振りかえられましたので、実質的な影響はないと思っております。影響を受けますのが、給与所得者と年金受給者を除くフリーランスの方ですとか、起業されている方、それから在宅で仕事をされているような方というような方が対象になってきて、影響ですね。主に減税となると思うんですけれども、影響を受けると思います。

影響を受ける対象なんですけれども、対象者数なんですけれども、法の施行が平成33年4月1日になりますので、今のところ、ちょっと正確な数字が把握できないんですけれども、今現在、普通徴収の方が4,700人いらっしゃいます。そのうちの給与所得者ですとか、年金所得者を除いた、おおむね3,000人ぐらいが対象ではないかと思っております。あくまでも見込みですので、違うかもしれませんが、それぐらいになるのではないかと考えております。

それから、論点整理のほうでもう一つ質問がありました、控除対象配偶者と同一生計配偶者の違いなんですけれども、同一生計配偶者といいますのが、平成21年度までの控除対象配偶者と同じでありまして、生計を同一する配偶者で、合計所得金額が38万円以下の人で、平成30年度以降の控除対象配偶者といいますのが、生計同一の配偶者で、合計所得金額が1,000万円以下の人というふうになっております。

どういう違いがありますかと言いますと、これまで収入が103万円以下の方でありましたら、配偶者の収入に関係なく配偶者控除の対象になっていたんですけれども、これからは、配偶者の収入が多いと、配偶者控除のほうに対象ではなくなるというふうになっております。

それから、48条のほうですけれども、大法人の法人市民税の電子申告の義務化です。これにつきましては、資本金の額ですとか出資金の額が1億円を超える法人に対しまして、納税申告ですとか各種書類の提出をe L T A Xで行うように義務化されております。宍粟市の特徴義務者が1,116事業者あるんですけれども、そのうちの71事業者が対象になっております。

それから、たばこ税の税率の改正、92条から95条ですけれども、たばこ税の税率が平成30年10月1日から3段階で、1本当たり1円ずつ、合計で3円上げられます。平成30年10月については、消費税の引き上げがありますので1回飛ぶんですけれども、平成30年と32年、33年の10月にそれぞれ増加します。

それから、加熱式たばこにつきましても、新たに加熱式たばこの区分ができました

て、課税方式については、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算するような改正が行われております。これについては、平成30年から34年にかけて、5年間、10月に改正が行われます。

それで、論点整理のほうで質問がありました影響のほうなんですけれども、1本当たり1円引き上げるということで、一月当たり200万円程度上がるのではないかと見込んでおります。それで、本年度の見込みについては、10月以降、2月分について対象になりますので、200万円×5カ月ということで、約1,000万円増加するものと思っております。平成31年度以降については、平成31年度は税額のアップがありませんので2,400万円。平成32年度については3,400万円といったぐあいにふえていくのではないかと見込んでおるんですけれども、値上げに伴います買い控えですとか、禁煙等もあると思っておりますので、この限りにはならないとは思っております。

それから、附則の10条の2のほうに説明を移らせていただきます。

生産性向上特例措置法による課税標準の特例措置の創設というものを説明します。

中小企業の生産性革命を実現するために、臨時、異例の措置として、中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の特例措置を講じております。制度の詳細については、ひと・はたらく課の担当になりますので、省略させていただくんですけれども、この特例の率なんですけれども、ゼロ以上2分の1の範囲に定めるようになっておりまして、宍粟市におきましては、新たな投資による地域経済の活性化ですとか、事業者の投資を後押しするために、特例率をゼロとして、課税標準がゼロになるように定めたいと考えております。

生産性向上特例措置法の施行については、本日6月6日となっております。

説明については、以上となります。

榎橋委員長 はい、ありがとうございました。説明をいただきました。

大畑委員、この論点整理、出していただいておりますが、もう、今の説明でいいでしょうか。

山下委員もいいですね。

山下委員。

山下委員 大変難しくて、ピントの外れたことを言いますけれども、私が出させてもらっているのは、この市民への影響、市民にとってどうなのかということ、いつも心配しているわけなんですけれども、先ほどの説明によりまして、平成33年度から始まったりするような説明もあったんですけれども、ちょっと何かわかりにくかったので、もう一度教えてくださいませんか。特にこの第24条の個人市民税の非課

税範囲の拡大というところで、具体的にこことこことここが拡大されるというふうに、わかりやすく教えていただけたらと思います。済みません。何回も聞いて。

榎橋委員長 榎原課長。お願いいたします。

榎原税務課長 障害者等の非課税措置の要件が、10万円上がったということになりますので、これまで合計所得が125万円までの方でしか、非課税にならなかったんですけれども、130万円以下の方であれば非課税になるというふうに、10万円引き上がったというふうにとらえていただきたいと思います。

それから、一般の市民の方への影響なんですけれども、給与所得者ですとか、年金所得者については、ほとんど影響がないと思っていただけたら結構かと思います。それ以外のフリーランスの方ですとか、在宅で仕事をされているような方については、基礎控除が10万円上がりますので、その分の税額が控除をされるようになります。

以上になります。

榎橋委員長 いいですか。はい。そのほか、ありますか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 いいですか。

それでは、52号議案のほう、お願いいたします。

榎原課長。

榎原税務課長 それでは、52号議案について、説明いたします。

附則第16条の立地誘導促進施設協定に係る課税標準の特例措置の創設です。

宍粟市では余り該当がないのかもしれないんですけれども、一定利用土地の時空的、空間的ランダムに生じる都市のスポンジ化というのが、主に都市部で発生しております。例えば、駅前で病院があるところであって、また飛んで、空き地があって警察があったり、またあって、マンションがあったりとか、そういうふうなスポンジのような状態になっている地域があるようなんですけれども、その部分を再開発によって集約した場合に、そのときに生じた固定資産税とか、都市計画税につきまして、課税標準を減額しようという措置になります。

これについての都市再生特別措置法というのがありまして、施行日については、今のところ発表されておられませんので、ちょっとわからないんですけれども、法改正は行われておりますので、条例のほうを改正したいと考えております。

以上です。

榎橋委員長 はい、ありがとうございました。

説明いただきましたが、質問ございましたら、お願いいたします。

ありますか。ないですか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 ないようでしたら、次に移りますが、よろしいですか。

それでは、継続調査のほうで、資源物の回収状況についてです。簡単に説明をお願いいたします。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 以上です。よろしいでしょうか。

それでは、遅くなりました。

それでは、市民生活部の審査をこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。御苦労さまでした。

委員の皆様、暫時休憩いたしまして、13時10分から。

午後 1 2 時 1 0 分休憩

午後 1 時 2 0 分再開

榎橋委員長 続きまして、文教民生常任委員会のほうを再開をさせていただきます。

それでは、54号議案、55号議案、56号議案、57号議案、58号議案のほうに移りたいと思います。

では、説明のほうをお願いいたします。

進藤課長。

進藤教育総務課長 第54号議案、宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正について、説明いたします。

伊水小学校体育館につきましては、改築工事が完成したことを受け、旧体育館は天井の低さなどから、ほかの体育館と比べて使用するには支障があることから、使用料は特別規定により半額徴収とする規定でありましたが、改築後の新施設は面積もふえ、さらに天井の高さも改善されたことにより、使用料の半額徴収規定を廃止し、市内のほかの体育館と同様の使用料とするものです。

宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正につきまして、説明いたしました。よろしくお願いいたします。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 続きまして、第55号議案であります。宍粟市学童保育所条例の一部改正ですけれども、先ほどの説明とかぶるものがございます。

お手元の資料1ページと2ページに、城下学童保育所の概要をつけております。2ページをごらんいただきたいと思います。

それぞれ、これは河東の学童と全く同じ要件ということで、取り組んでおりまして、施設概要としまして、保育室が2部屋、有効面積が71.8平方メートルと70.7、70平方メートルということで、定員につきましては、最大で40人は収容が可能なんですけど、今の利用状況を鑑みまして、当初は60人でスタートということを考えております。河東のときにも御説明をさせていただきましたが、1人2平方メートルの占有面積を確保するというので、条例上、国の規定では1.65平方メートルになっておるんですけども、余裕を持った保育ができるということで、設計に当たらせていただいております。

この学童保育所が、この夏休み前には完成をさせたいという思いで、急いでおりまして、その完成に合わせまして、3月に制定をいただいた宍粟市学童保育所条例に、今回この公の財産として追加をするものであります。ここまでが55号議案でございます。

続きまして、第56号議案から58号議案の補足説明につきまして、お手元の資料の3ページに従うべき基準、参酌すべき基準ということで、国が定めました性質のものをつけた資料を補足資料として添付しておりますので、これをごらんいただきながら、条例案について、御説明を申し上げます。

まず、第56号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてですが、具体的な改正内容については、第8条、受給資格の確認について定める条文でありますけれども、現在は保育の実施に当たり、各園・所は、市が発行する支給認定書によって、支給認定の区分や有効期間、保育の必要量等を確認することになっておりますが、支給認定書の交付を受けていない場合であっても、入所ができるというように改正を図るものであります。

次に、第15条は、特定教育・保育の取り扱い方針を定める条文ですが、認定こども園法の一部が改正され、認定こども園の定義を定める条文に条ずれが起きたことにより、関係箇所について今回改正を行うものであります。

続いて第57号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、具体的な内容につきまして、第10条は、

放課後児童健全育成事業、学童と呼んでおりますけれども、の支援員の受講資格について定めたものですけれども、第3項第1号は、国家戦略特別区域限定保育士の規定につきまして、先ほどと同じく、法改正に伴う条ずれが起きたために、これを修正するものであります。

次に、第4号は、教員免許の資格について、これまでは教員免許の更新を受けていない人の取り扱いが曖昧でしたが、免許状を有するものとして明確にするものであります。

次に、第5号は、学校教育法の改正により、平成31年度から新たに創設される専門大学の規定を新たに追加するものであります。これは、平成31年4月1日から適用ということにしております。

次に、第10号は、新たに追加する資格ということになりますけれども、第3号及び第9号で、高校を卒業し、学童保育等の経験が2年以上あれば受講ができるという規定に加えまして、高校を卒業していなくても、5年以上の経験があれば支援員になれるという規定を新たに追加するものであります。

ここで、論点整理表として資料請求がありました、現在の支援員の資格について、お手元の資料4ページに記載をさせていただいております。4月1日現在、10の学童保育所があるわけですけれども、そこに37人の支援員が勤務をしております。その内訳として、第1号の保育士の資格を有する者が14人、第3号の高卒かつ児童福祉事業に2年以上従事した者が6人、それから教員免許を有する者が17人という内訳になっております。

次に、第58号議案の宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

条例の第6条、保育所等との連携に関する条文に、国家戦略特別区域小規模保育事業者の規定を新たに追加するものであります。

第18条は、家庭的保育事業等が定める重要事項に関する規定の中で、先ほどの国家戦略特別区域小規模保育事業者は、利用定員を定めるに当たり、幼児の区分ごとに、その利用定員を定めなければならないという規定を新たに設けるものであります。

次に、第23条1項の改正については、家庭的保育事業小規模保育事業所A型、小規模保育事業B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所の職員について、国家戦略特別区域限定保育士の規定について、法改正に伴う条ずれを修正するものであります。

家庭的保育事業等につきましては、主にゼロ歳児から2歳児を対象に、定員19人以下の小規模な保育事業を行う事業者を対象に、市が認可をする事業でありますけれども、現在宍粟市では、対象となる保育事業者がないことから、今回の条例改正については、直ちに影響があるというふうには考えておりません。また、第56号議案から第58号議案まで、いずれの条例改正についても、本日お示しをしました資料にあるように、国が定めた基準であることから、基準については、参酌すべき基準と従うべき基準ということがあるわけなんですけれども、そういったことを加味しながら、今回国が示された標準の使用について、御提案を図るものであります。

今回、国の法令改正に合わせて、条例を改正するものであり、御提案をさせていただきますので、御審議いただきますようお願いを申し上げます。

榎橋委員長 はい、ありがとうございました。

説明をいただきました。委員の皆様から質疑ございましたら、お願いをいたします。54号議案、いかがでしょうか。

浅田委員。

浅田副委員長 54号議案、確認だけなんです。

附則の経過措置のところ、施行日前の前日までに受けた使用の許可により、伊水小学校の体育館を使用する場合の使用料については、なお従前の例による。要は、7月1日の使用からこの額になるんじゃないしに、それまでに受け付けた分については、従前、半額でいきますよということで理解したらいいんじゃないね。

榎橋委員長 進藤課長。

進藤教育総務課長 今おっしゃったように、受け付けが6月30日まで、使用が7月以降であっても、受け付けを基準としておりますので、6月30日までに受け付けた分は半額となります。

以上です。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 54号議案で、お尋ねしたいんですけども、伊水小学校の体育館の利用は、どれくらいあるのかと、それとよく使用される地元の人たちの理解は得られているのか、お尋ねします。

榎橋委員長 進藤課長。

進藤教育総務課長 伊水小学校の使用状況なんですけれども、平成29年度でもいいのでしょうか。平成29年度の使用状況です。体育館のほうは、地区の子ども会のほうとか、伊水のソフトボールクラブとか、東中のバスケット部などが年間使用されており

ます。合計で14回となっております。全て児童が使うものなので、無料となっておりますので、今まで使用で料金をとっているものはないので、全て無料の方が使用されております。

以上です。

榎橋委員長 よろしいですか。

よろしいでしょうか。54号議案。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 55号議案にまいります。

大畑委員。

大畑委員 55号なのですが、これは、小学校のグラウンド内に建設をされると思うんですけども、設備管理条例の番地というのは、これは学童保育所だけ分筆して、この61番というふうに解釈するのか、この運動場の地番をそのまま使っておられるのかという、どっちなのでしょう。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 分筆は考えておりません。学校内に建設をするということで、小学校と同じ番地を掲示をさせていただいております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 これまでは、学校の中のところについては、設備管理条例じゃなくて、学校がそういう設備管理条例があるので、要項にすると。河東のように独立したもののについては、新たに設備管理条例を設けるんだという説明だったかと思うんですが、その辺の違い、どういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 これまでは、あくまで学校の空き教室、使わなくなった、余裕のある教室をお借りをして、そこに学童を設置をするということで、現在もほかの学童はこういうふうに運営をさせていただいておりますので、学校そのものは学校の設備管理条例に規定があると考えております。今回、敷地は学校内なんですけれども、専用となる建物を建築しておりますので、この上物の建物について、公の施設ということで条例が必要というふうに考えております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 はい、わかりました。

ずっとしつこく言っているように、できれば条例化を全てしてほしいなと思っています。その解釈は本会議でもありましたけれども、やっぱり自治基本条例を定

めている町ですので、やっぱり条例遵守でいってほしいなということだけ、お願いしておきます。答弁は結構です。

榎橋委員長 ほかにありますか。55号議案、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 はい。では、56号議案にまいります。

大畑委員。

大畑委員 これもちょっと全くわからないので、教えていただきたいんですが、本来、施設型の利用をする場合には、支給決定に基づいてというふうに、それは原則になるんだろうと書いていたんですが、その支給決定書の交付を受けていない人が利用できるという意味がちょっとわからない。どういう事例がそういうことになるんでしょうか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 これは、地方から国に対する要望の中にあつたことに受ける形で、国のほうが省令を改正したということなんですけれども、具体的なケースで申し上げますと、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する際には、平成27年に施行された子ども子育ての法律でもちまして、1号、2号、3号の認定を受ける、さらに短時間保育を必要とする子どもについては、標準の保育時間と短時間の保育時間という認定区分がございます。これを、認定を受けるという行為については何ら変わらないんですけれども、今まではこの認定書を保護者が施設に直接提示をして、私、こういう認定なんで申し込みをしますよということの行為を、申請者本人がしないとだめだったんですけれども、今回の改正で、そのことについては市のほうから施設のほうへ連絡することで、保護者のほうはこの認定書をあらかじめとってなくても、認定区分の認定としては変わっていないので、認定を受けないとだめなんですけれども、認定さえ出ておれば、施設に入れるようになるという改正でございます。

榎橋委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 いいですか。

じゃあ、57号にいいですかね。

大畑委員。

大畑委員 57号の関係なんですけど、これは緩和ということ、人材を確保していこうという、拡充していこうということだろうと思うんですが、実際、この4ページ

を見ると、余りそういう方が働いておられないなという感じがするんですが、ちょっと4ページで、今のその10条の関係の各号のそれぞれの区分がもうひとつよくわからないので、教えていただきたいんですが、一つは、この3号と9号の違いがわからないんですね。言葉では違いがありますがけれども。高卒かつ児童福祉事業、学童などに2年以上従事した。片や9号では、高卒かつ学童に類似した事業に2年以上従事した。ということは、余り大きく違いがないんじゃないかなと思うんですが、ここの違いはどういうことなんですかというのが一つです。

それから、10号のところについて、本会議で質問させていただいたときに、ちょっと答弁がもうひとつはっきりわからなかったのが、聞くんですけれども、9号は、高卒でかつ学童に類似した事業ですね。先ほど、3号も同じですけど。この10号で追加になったのは、中卒からでもいけるということで、しかし、その3年間、高校の3年間を足すので、5年以上、学童保育に従事したとなってるね。ちょっと厳しいのと違うんですかと、私、言ったんですよ。片や類似でいいのに、片や学童に限定されてしまっているのが、なかなかないんじゃないかなと思うんですね。学童5年という経験いうたら。その辺は、これは10号は、従うべき基準じゃないので、学童保育に類似する事業に従事したみたいな形でもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺ちょっと、これは国の定めに従っておられるので、今すぐ変更できないかとは思いますが、その検討の余地があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 まず最初に、ちょっと前後するんですが、10号は従うべき基準ではないと、こういうお話なんですが、そうではなくて、先ほどの資料3ページの第10条第3項のうちの第10号なんで、この部分については、従うべき基準というふうに御理解をいただきたいと思います。

その上で、先ほどの御質問について、お答えを申し上げます。

まず、3号と9号の違いでありますけれども、高卒かつ児童福祉に2年ということで、第3号のほうは、学童等ということで、児童福祉事業というふうになっていまして、これは児童福祉法に規定のある事業と考えております。ですから、保育所とか学童とかということでございます。それに類似した事業ということで、9号で上がっておりますのが、例えばここだと、北庁舎でしーたん広場だったり、その児童福祉法には規定がないんだけど、例えば、子育て広場だったり、子育て支援の、うちで言うたら、やすらぎだったり、メープルだったり、エーガイヤの千種の

ほうでやられておるような子育て支援員の方、そういうようなことで整理をさせていただきます。

次に、第10号の5年以上という部分は、大変申しわけないんですが、従うべき基準ということで、5年未満の方を採用するというのは、ちょっと考えにないんですけども、いずれにしましても、ここの部分は先ほどと同じく、地方から国に対しての要望に応える形で、緩和されて出てきております。その中で調べましたら、宍粟市の中にも、高校を中退をされて、この学童のお仕事につかれています。現在、長年働いておられるんですけども、この支援員の県の講習を受ける受講資格がないんだという方が実際にいらっしゃいましたので、そういったところに適用が開けたのかなというふうに考えております。

榎橋委員長 前田部長

前田教育部長 補足ですけれども、10号の5年以上のところ、今、委員言われたように、確かに5年もおらんのではないかというのが、5年も勤務している人間が少ないんじゃないかという御指摘はもうごもっともなんですけれども、国からのところも、これをするとき国からもQ & Aが出ておまして、2、3年で大体やめる人が多いのに、5年というのはちょっときついんじゃないかというような質問もあったんですけれども、一応国といたしましては、やっぱり放課後児童クラブ、ある程度一定の責務がありますので、一定の実務経験が必要ということで、国のほうが5年というのを持っておりますので、それにそのまま合わせているということでございます。

以上でございます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 はい、わかりました。

もう一つの論点として、僕が聞いているのは、片や類似事業でいいというふうに決めているのに、ここ、地方から声が上がったという10号に対しては、学童保育に従事というふうに限定しているでしょう。なぜこの辺が類似にならなかったのかなというのが、一つ思うんですけどね。

榎橋委員長 どうですか。前田部長

前田教育部長 それにつきましても、同じことなんですけれども、一応やっぱり放課後児童支援員の認定資格ということなので、放課後児童クラブで働く職員の中でということがありましたので、一定以上の実務経験を求めるに当たって、放課後児童クラブでの経験を求めるというような国の回答になっておりますので、それに準

じておるといふことでございます。

榎橋委員長 ほかにはございますか。いいですか。

山下委員。

山下委員 ちょっと説明、先ほどのを聞いていて少しはわかってきたんですけども、今度は支援員の資格要件が一つふえて、高校を卒業されていなくて、5年以上学童保育に従事した者、市長が適当と認めた者というのが一つ入ったということで、このことによって、宍粟市でもそういった方が1人おられるというお話だったんですけども、その論点整理表にも出していたんですが、教育・保育の質の向上という点では、このことがどういうふうに影響するのかなというふうを考えて、教育部としてはどういうふうを考えておられるのか、ちょっと教えてください。

榎橋委員長 前田部長

前田教育部長 今言われましたように、質の向上、現行の水準から下げようという思いではありません。ですから、今回新たに1項ふえたわけですけども、それにつきましては5年間の実績があって、その中で実務がありますので、その中で十分市長が認めたところということで、勤務条件等、十分把握できますので、それによって質を下げようという思いではありません。

以上でございます。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 支援員の資格要件が拡大したということは、5年間一生懸命従事してきた、その資格がないというようなことではいけないと思うので、いいことだと思うんですけども、でもやっぱりその保育の、教育の質の向上のためには、やはりその労働条件の改善というか、そういったことのほうが大事じゃないかなというふうには思うんですが、そのところはどのようにお考えでしょうか。

榎橋委員長 前田部長

前田教育部長 要件のところというよりも、人が不足のところ、確かにその分は大きなところがあると思っておりますので、近隣市町等の状況等まで、できるだけ改善はしたいなと思っておりますんですけども、なかなか今の実情としては進んでいないところですけども、何とかそういうところ、改善の方向にも、労働条件のほうの改善のほうにも努めて、支援員の確保のほうもできるようにしたいなと考えております。

榎橋委員長 いいですか。大畑委員。

大畑委員 ちょっと山下委員の関連なんですけれども、このところは支援員の資

格要件ですから、この資格があったらすぐその人がすぐれているということではないと僕は思うんで、入られてからの研修とか、そういう実務研修という、専門的な研修とか、そういうもので補っていかなあかんと思うんですけども、そこはどういうふうになっているんでしょうか。

というのと、もう1点は、補助員さんがいらっしゃいますよね。補助員の関係については、どのように決められているのか、ちょっと教えてください。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 まず、支援員というのは、県が用意をした研修プログラムを修了して、初めて支援員に任用ができるということで、その受講資格の要件を定めたものが、先ほどの議論なんですけれども、その研修とは別に、宍粟市教育委員会のもとで、自主的な研修計画というものを立てて活動をさせていただいております。毎月、定例の所長会を開催をしまして、その場で必要な現場のニーズに合った研修内容を企画しまして、研修をさせていただきます。先日あった研修は、支援を要する子に対してどういうふうに接していくかというようなことで、講師をお呼びをして、例えば学校教育課におられるスーパーバイザーの先生に来ていただく場合もございますし、あるいは、それぞれその支援を要する子が実際にいますので、その学童の場でのあった実体験をお互いに意見交換をしたりしながら、話をします。それから、学童でいきなりその支援を要するということが、学童だけが単体であるわけではなくて、当然その昼間は小学校に属して、特別支援学級に在籍をしていたり、それから、小学校1年生に入るまでには、幼稚園でのかかわりというふうなものもございますので、そのあたりは、本当に教育委員会の強みというんですか、そのデータについて、蓄積してきたものがございますので、その部分を学童の支援員と共有をしてというようなことで、それぞれ質の向上というものに、一例ですけれども、当たらせていただいております。

済みません。それから、補助員ですけれども、これは平成27年に学童の制度が、子ども子育てと一緒にスタートしたときに、一度に全員を支援員に受講させるというのは、兵庫県あるいは西播磨の圏域で開催されるこの研修会の定員の枠をオーバーしてしまうので、数年かけてこの研修を受けていただくということで、計画をしております。資格要件については、先ほど1号から10号までである中で、非常に広くとれますので、もうほとんどの方がどれかには該当するわけなんです。経験を積めば、必ず受講ができますので、計画的にその対象者を広げていくということで、まずは支援員に入らせていただいて、経験を積んでいただいた中で、補助員から支援

員にということで育成を図っていく計画としております。

榎橋委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

次、いっていいですかね。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 58号議案にまいります。

よろしいですか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 では、次にまいりますね。

それでは、継続調査のほう、まいりたいと思います。

幼保一元化のほう。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 ございませんか。

その他の報告事項はございますでしょうか。ございませぬ。

それでは、早く終わりましたけれども、これにて教育委員会の審査を終了させていただきます。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 2時12分休憩

午後 2時40分再開

榎橋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、総合病院の説明をこれよりお願いをしたいと思います。資料はこれだけです。よろしくお願ひします。これに基づいて、志水部長ですか。説明。簡単に。木原課長。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。ございませぬ。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 よろしいですか。

それでは、これで総合病院の調査を終了させていただきます。どうも御苦労さま

でした。ありがとうございました。いつもと順序が変わっておりまして、済みませんでした。ありがとうございます。

午後 3時43分休憩

午後 3時47分再開

榎橋委員長 それでは、常任委員会のほうの部分でございます。

まず、第46号議案、宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の承認について。

自由討議。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 なし。

それでは、賛成の方。

（挙手全員）

榎橋委員長 全会一致。

続きまして、第47号議案、宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第15号）の承認について。

討議とか討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 賛成いただく方。

（挙手全員）

榎橋委員長 全会一致。

続きまして、第48号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第16号）の承認についてでございます。

討議とか討論。賛成の方。

山下委員 限度額の引き上げによる増がかなり大きくて、軽減の見直しによる減の方が少ない。基本的に引き上げに賛成できない。

榎橋委員長 浅田委員。

浅田副委員長 よろしいか。引き上げの部分はあるけれども、その途中の部分で減額になる人もおっつんですよ。そやで、全て否定することになりますよ。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 中間的な所得層の人が1世帯当り2,000円減になる。それも含めて考えて、やはりこの限度額の引き上げというのが、結局はこれ全体的な引き上げにつな

がっていくんじゃないか今回のこの一部改正が低所得者のこの負担の見直しに対して、限度額引き上げによるプラス分の方が市民負担が多いというところで、ちょっと賛成できない。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 一貫して言っておられる限度額を上げることが全体の引き上げになるというそのところをちょっと教えていただけますか。どういう理屈なのか。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 逆にならないというふうなことがわからない。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 引き上げにならないというか、単純に、今、浅田委員からもありましたけれども、要は限度額を設けているということは、もっと支払える方が猶予されているふうに思うわけですね。その猶予されている中間層がかぶっているんじゃないかなという思っている。限度額を上げることによって、支払い能力のある人が払ってもらったら、中間層の部分の負担が少なくなるん違うかという、単純にそう思ってるわけやけど、それはそうじゃなくて、全体の引き上げになるというふうに言われているのは、どういうことか、教えてください。それに対してどうこう言うんじゃないくて、ちょっと教えてもらいたいんですよ。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 本来、結局こういうふうに住民負担を増加していくような方法じゃなくて、この国庫負担分をふやすというのが基本だと思っているから、やはりこの住民負担をふやしていくということに対して、現実的に考えたら、やっぱりどんどん引き上げになっていくんじゃないかなと。

榎橋委員長 大畑委員。

浅田副委員長 もともと山下委員は、要は税で賄えという、いわゆる自己負担をなくせというのがベースにあるからだと思うんだけど、今あったように、今の制度上で、高額所得者の上限を今、54万円に抑えてますよと。それを、税の負担能力があるで、プラス4万円を多く負担してちょうだいねといってる。その部分の約500万円については、今まで中間の所得層がかぶってたやつが、その分は軽減できますよと。だから、もともとその論法としての住民負担はゼロという論法はあったとしても、低所得者、それから中間所得者については、今回の上限額改正の引き上げの部分については、低所得者及び中間所得の方々については、税負担が軽減できると。だから、それもあえて否定しているというこの論法が僕にはわからへん。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 それは否定してないんやけれども、全体的な条例改正の。

榎橋委員長 大畑委員。

浅田副委員長 もともとが、税負担でせえというてやであれやけども。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 今までは消費税の引上がそんな風にするからとか福祉的なことに使うからとそうはなってきたような、そんな現状に対してもおかしいなと。

今井委員 高額所得者のほうに、誰かが負担してもらわんだら無理なんやからそれはやっぱりその高額所得者に負担してもらおうというのが。

浅田副委員長 2割軽減も5割軽減も幅が広がったんやし。

大畑委員 抜本的な改革にはならんから、半分はその保険者で負担せなあかんけど、医療費全体が上がっちゃったら、ずっと上へ上がっていくという発想やね。そういうことやね。

浅田副委員長 根本がね。根本がそうやで。

大畑委員 僕ら、現行制度の中で、前回よりもちょっと楽になるのかなという見方ですので、そういうことやね。

林委員 限度額が上がったけども、軽減の対象者は所得があれが、微々たるもんやけど、5千円と1万円上がってるから、それだけ軽減世帯がふえるということ。それで表にもあったけど、これは制度的な改正であって、今、心配して、今度税率改正があるやん。そのときには反対してもらってもええと思うんです。ぐっと上がるから。制度的なやつ。低所得者にはかなり控除額がふえとるさかいそういう考えとってのことにはならんと思う。次のあれやわ。8月に税率改正あるやろ。そのときは反対してもらっても今度、減るのと違うかな。

浅田副委員長 もともと制度自体を否定しとってわけやからな。要は、個人負担はゼロやという考えがベースにある。

山下委員 もっと国庫負担を以前に戻して。

林委員 高額所得者に負担をかぶせていきよる。

大畑委員 これに賛成したからといって、今までの考え方が否定されるものではない。

山下委員 それは確かに中間層が2千円というのもあるんですが、全体で見ても賛成できん。

榎橋委員長 じゃあ、賛成多数です、48号は。

いいですか。賛成多数。7人。1人あれですね。6人と1人やね。賛成多数で。
次、51号議案、宍粟市税条例等の一部改正について。

自由討議、ありますか。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 賛成の方。

(挙手全員)

榎橋委員長 全会一致。ありがとうございます。

第52号議案、宍粟市都市計画税条例の一部改正について。

討論はありますか。ないですね。自由討議ありませんね。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 賛成の方。

(挙手全員)

榎橋委員長 全会一致。

第53号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正について。

自由討議ありますか。討論ありますか。山下さん、ありますか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 賛成の方。

(挙手全員)

榎橋委員長 全会一致。

続きまして、第54号議案、宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正について。

自由討議ありますか。討論は。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 じゃあ、賛成の方。

(挙手全員)

榎橋委員長 全会一致。

第55号議案、宍粟市学童保育所条例の一部改正について。

自由討議ありますか。討論ないですか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 賛成の方。

(挙手全員)

榎橋委員長 全会一致。

第56号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について。

自由討議されますか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 賛成の方。

(挙手全員)

榎橋委員長 全会一致。

第57号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

自由討議はありますか。討論。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 賛成の方。

(挙手全員)

榎橋委員長 全会一致。

それでは、第58号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

自由討議。討論。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 賛成の方。

(挙手全員)

榎橋委員長 全会一致。

第61号議案、債権の放棄について。

自由討議。山下さん、あります。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 賛成の方。

(挙手全員)

榎橋委員長 全会一致。

請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について。

榎橋委員長 何か。自由討議。いいですか。

浅田副委員長 基本、僕はやっぱり、国庫負担2分の1、もとへ戻すのは、僕は戻すべきやと思うのやわ。やっぱりそれぞれ都道府県、財政状況が違うんだし、やっ

ぱり子どもを育てるといふ、教育は国家が見るべきやで。今の法律的には、市町村立になってるから。教職員の部分については、国と都道府県でもちましようとかというね。

大畑委員 どころかな。自主財源つぎ込んでいるところがあるって。

榎橋委員長 何か書いてあったね。

大畑委員 努力してるところはあるらしい。

小泉政権のときに何が原因でなったか。

浅田副委員長 三位一体改革か何かのあれでしょう。地方分権とか三位一体改革やりましようって。

林委員 国が見ないとあかんと言うのやったら、足らんとこふやしてほしい。

今井委員 小規模校の維持に金を出してくれみたいな、そういうふうな請願を出したいようやけど。

浅田副委員長 1年生は30人学級になってるんちゃう。

榎橋委員長 いや、違うねん。40人まで1学級でしょう。

大畑委員 いや、低学年は30人。

榎橋委員長 41人になったら2学級になるのね。

大畑委員 30超してるとこいうたら、宍粟市内にどのくらいあるんやろ1クラス30人超したら。

宮元委員 小学校は35人で、超えたら2クラス。

浅田副委員長 山崎小学校、6年生が75人。

榎橋委員長 賛成の方。

(拳 手 全 員)

榎橋委員長 全会一致で採択いたしました。

以上です。御苦労さまでした。

さっきの分、反対が1人あったね。第48号議案。48号議案、賛成討論してくださる人。

山下さん、反対ですよ。反対討論されるでしょう。48号議案。

榎橋委員長 賛成討論は浅田委員にお願いいたします。

その他協議

- ・閉会中の継続調査事項について
- ・その他

・次回（7月）委員会の開催について

閉会

浅田副委員長　それぞれ審議ありがとうございました。次回は6月の15日に追加議案がありますので、また審査だけお願いします。御苦労さまでした。

（午後　4時35分　閉会）

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会文教民生常任委員会 委員長 榎 橋 美恵子

平成30年度予算決算常任委員会第2回文教民生分科会会議録

日 時 平成30年6月6日(水曜日)

場 所 穴粟市役所503会議室

開 会 6月6日 午後1時10分

次 第

1. 審査・調査事項

第80回穴粟市議会定例会付託案件審査

(教育部)

- ・第49号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第8号)の専決処分(専決第13号)の承認についての関係部分
 - ・第62号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分
- 第80回穴粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

出席委員

委員長	榎橋美恵子	副委員長	浅田雅昭
委員	宮元裕祐	委員	山下由美
〃	今井和夫	〃	神吉正男
〃	大畑利明	〃	林克治

出席説明員

(教育部)

教育部長	前田正人	教育部次長	山本信介
教育部次長	田路正幸	教育総務課長	進藤美穂
学校教育課長	世良重信	こども未来課長	中尾善弘
施設整備課長	西林文隆	社会教育文化財課長兼歴史資料館長	原真弓
山崎給食センター所長	池本雅彦	教育総務課副課長兼係長	中田束

事務局

主

幹 小 棕 沙 織

(午後 1時10分 開会)

榎橋委員長 皆様こんにちは。少し早いようですけれども、進めさせていただきます。

それでは文教民生分科会を開会いたします。教育部の審査を行いたいと思います。

第49号議案と第62号議案の説明をお願いしたいと思います。中尾課長。

中尾こども未来課長 第49号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算(第8号)の専決処分のうち、城下学童保育所の建設に係る部分についてご説明を申し上げます。お手元の議案資料の方の1ページをご覧ください。城下学童の建設については、平成29年度から平成30年度にかけて、繰越事業として現在建築中ではありますが、国の内示を受けまして12月に補正予算を計上した時には、平成29年度には設計に着手をして現場については、平成30年度に着工ということで事業を計画しておりましたが、交付決定のあった国庫補助金の繰り越し申請を行ったところ、平成29年度採択事業なので、設計だけではなく、工事請負についても出来高が必要であるとの指摘を受けました。そこで対応策として河東学童保育所の建設に配当していただいている予算の残りなど、可能な範囲でここにあげております475万2,000円の予算を確保しまして、結果190万円の出来高となったため、残りの285万2,000円について繰越の専決処分をするものです。内容ご審議のほど、よろしく願いいたします。

榎橋委員長 山本次長。

山本教育次長 第62号議案平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分についてご説明いたします。分科会資料につきましては2ページをご覧ください。議案書の第62号議案の予算書7ページの部分でございます。歳入予算の国庫支出金、教育国庫補助金、学校施設環境改善交付金、中学校補助金を465万4,000円減額するものです。内容は山崎西中学校大規模改修事業2期及び山崎東中学校大規模改修事業1期のうち、トイレ改修に係る学校施設環境改善交付金の減額でございます。補正理由としましては、国の平成29年度第一次補正予算による事業採択をうけたため平成30年度予算を減額するものです。続いて同じく教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金、幼稚園補助金を4,100万円減額するものです。内容としましては、(仮称)一宮北認定こども園建設事業の交付金の減額でございます。理由としましては、同じく国の補正一次予算による事業採択を受けたため平成30年度予算を減額するものでございます。次に市債、民生債の過疎対策事業債を3億9,170万円減額するものです。内容につきましては、(仮称)一宮北認定こども園建設事業の借入金の減額でございます。理由としましては、同じく国の平成29年度第一次補正予算

により事業採択を受けたため、平成30年度予算を減額するものです。

次に、市債、教育債、合併特例債事業債を2,630万円減額するものでございます。内容としましては、山崎西中学校大規模改修事業2期及び山崎東中学校大規模改修事業の1期のうち、トイレ改修にかかる合併特例債事業債の借入金の減額です。理由としましては、同じように、平成29年度の国の補正予算による事業採択を受けたため、平成30年度予算を減額するものです。

続いて、歳出予算でございます。予算書の8ページになります。

民生費、少子化対策事業費の設計管理業務委託料を278万円減額するものです。

内容としましては、(仮称)一宮北認定こども園事業の設計管理業務委託料の減額でございます。理由としましては、歳入の部分でも言うておりますように、平成29年度の国の補正予算の事業採択を受けたために、平成30年度予算を減額するものでございます。

次に、認定こども園建設等工事費を4億3,000万円減額するものです。

内容としましては、(仮称)一宮北認定こども園建設事業の工事請負費の減額です。理由としましては、同じように、国の事業採択を受けたため、平成30年度予算を減額いたします。

次に、教育費、学校施設整備費、改修等工事設計管理業務委託料を138万円減額するものです。

内容としましては、山崎西中学校大規模改修工事2期及び山崎東中学校大規模改修工事1期の設計管理業務委託料のうち、トイレ改修部分に相当する委託料の減額でございます。

理由としましては、同じく国の補正予算により、事業採択を受けたため、平成30年度予算を減額するものです。

次に、中学校校舎等改修工事費を3,110万円減額するものです。

内容としましては、山崎西中学校大規模改修事業2期及び山崎東中学校大規模改修事業1期のうち、トイレ改修部分に相当する工事費の減額でございます。

理由としましては、同じく国の補正予算による事業採択を受けたため、平成30年度予算を減額するものでございます。

以上です。

榎橋委員長 はい、ありがとうございました。

今、説明をいただきました。委員のほうから質疑ございましたら、お願いいたします。

49号議案で、大畑委員。いいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

浅田委員。

浅田副委員長 49号議案で、補正4号で、平成29年度設計管理業務の委託料140万円置いてるんだけれども、実質、実績としては負担行為は61万6,000円ということ。それと、工事費については、もともと当初、債務で5,458万円は繰り越しで置いとったんやけども、枠内で475万2,000円を確保して、何ぼか繰り越すと。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 まず1点目、設計管理業務でありますけれども、当初、140万円と60万円の合計200万円ということで、予算の計上を御審議、置いていただいております。結果としまして、61万6,000円というのは、そのうちの設計部分、平成29年度にでき上がって、3月に入札執行しておりますので、その時点での出来高の設計部分について、61万6,000円ということで、御報告を申し上げております。残り、管理部分につきましては、もともと予算、債務負担60万円ということで置いておりました部分について、平成30年度執行ということで計上しておりますので、合計額としましては、その部分が52万5,000円ございますので、114万1,000円での契約額ということになっております。

続きまして、工事請負費でありますけれども、先ほど委員の御指摘のとおりでございます。当初は平成29年度の出来高をゼロにして、平成30年度でないと、とても3月に補正をして、ついでに、12月ですか、に補正をして、すぐに設計に入って、さらに現場に着手というのは無理だなということを考えておりましたので、5,458万円部分について、予算を置かずに債務負担で全額執行というふうに考えておったんですが、県との繰り越しの予算の協議をしておったところ、平成29年度の国庫採択なので、幾らかでも平成29年度に出来高が必要だという御指摘を受けましたので、先ほど御説明のとおり、475万2,000円の工事費について予算を確保しまして、これは契約額の全体の1割程度ということで計画を立てまして、工事をさせていただいておるところでございます。

契約額につきましては、全体で4,586万8,000円の総事業費ということになっております。

榎橋委員長 ほかにありますか。いいですか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 よろしいですか。

では、49号議案と62号議案はこれで終わります。

午後 1時20分休憩

午後 3時45分再開

榎橋委員長 分科会のほうからお願いをしたいと思います。

教育部で、第49号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）の専決処分（専決第13号）の承認についての関係部分でございます。

自由討議ありますか。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 討論なし。

それでは、賛成の方。

（挙手全員）

榎橋委員長 全会一致ですね。

続きまして、第62号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の関係部分でございます。

これも自由討議ありますか。ありません。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 討論ありません。

それでは、賛成の方。

（挙手全員）

榎橋委員長 はい、ありがとうございました。

（午後 3時47分 閉会）

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会文教民生分科会 委員長 榎 橋 美恵子